

適切な労務管理による働き方改革 地域の医療体制の維持に国も支援

医療現場での過重労働は長年問題となっている。医師が健康で働ける環境が有ってこそ、患者も安心して治療が受けられる筈だ。医療従事者に限らず、長時間労働になりがちな日本の働き方を改革する為、国は2019年から働き方改革関連法を施行し、全職種の働き方改革に取り組んで来た。医療業界については5年間の猶予を与えられたが、24年4月から、いよいよ法律が適用され、適切な労務管理が求められる事になった。医師の働き方改革を適切に進めるにはどうすれば良いのか、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室の佐々木康輔室長に講演して頂いた。



佐々木 康輔氏
厚生労働省医政局医事課 医師等医療従事者働き方改革推進室 室長

挨拶




原田 義昭氏 「日本の医療の未来を考える会」最高顧問(元環境大臣、弁護士)

医師の労働時間の問題については連日テレビや新聞等でも報道され、様々な意見が有る様です。医療業界に限らず、トラック運転手の労働条件等、長時間労働は健康管理、人手不足にも関わり、業界それぞれ特有の問題と合わせて議論されています。社会を変えるには多くの問題が生じるものですが、知恵を働かせて乗り越えて行く事が大切だと思います。



三ッ林 裕巳氏 「日本の医療の未来を考える会」国会議員団代表(衆議院議員、元内閣府副大臣)

私も大学病院を中心に医師の働き方改革を進める以上、「地域医療や大学病院」**続きを読むには購読が必要です**「さなくてはなりません。しかし実情を見れば、**詳しくはホームページをご覧ください**。改革」「為の医療機関への予算措置も必要です。特に地域に医師を派遣している大学病院への支援は欠かせません。」